

動物は ルールを守って飼いましょう

飼い主は動物の習性を正しく理解し、愛情と責任をもって飼いましょう

犬を飼う際に守ること

1 登録手続き (登録手数料 3,000円; 一生に一回)

必ず 各区くらし応援室、支所、市民の窓口で登録をして、鑑札交付の手続きをしてください。
(一部の病院では鑑札交付の手続きもしています。)

登録は
一生に1回



2 狂犬病予防注射

(注射済票交付手数料550円(注射料金は別);毎年4/1~6/30の間)

必ず 集合注射会場あるいは動物病院で注射を行い、各区くらし応援室、支所、市民の窓口で注射済票交付の手続きをしてください。
(一部の病院では注射済票交付の手続きもしています。)

注射は
1年に1回



3 首輪には所有者明示をしてください

首輪には鑑札と注射済票を装着し、飼い主がわかるようにしましょう。
マイクロチップ、迷子札も有効です。

犬鑑札
第00000号
さいたま市

区役所等
もらおう



4 散歩のルール違反は厳禁!

散歩の際には、リードできちんとつなぎ、事故の防止と犬の嫌いな人や怖い人に配慮をしてください。万が一、人を咬んでしまった場合は届出が必要です。
また、フンをしたら片づける、おしっこをしたら水で洗い流すなど、周辺にお住まいの人が気持ちよく過ごせるようマナーを守り、生活環境の保全に努めましょう。



5 近隣に迷惑をかけない飼い方を!

鳴き声や臭い・毛などで、近隣に迷惑をかけることなく、人と犬が地域と共に過ごせるよう、責任をもって飼いましょう。
迷惑を防止するために、適切なしつけや訓練をしましょう。

オスワリ、
マテ、フセから
始めよう





猫は屋内で飼いましょう



1 猫は屋内飼養が基本です

環境省の基準でも、猫の屋内飼養を指導しています。糞尿、爪とぎ痕などで、近隣に迷惑をかけることなく、責任をもって飼いましょう。

交通事故



病気をもらってくる可能性も



近隣へのご迷惑



家の中だけで、幸せに暮らせます。



2 所有者明示(迷子札)をしてください

首輪には迷子札を着けましょう。

万が一、あなたの大切な猫が逃げた場合に役立ちます。

マイクロチップも有効です。



3 動物が好きな人ばかりではないことを知っておきましょう

あなたの近隣にも猫の嫌いな人や怖い人、アレルギーのある人はいます。

近隣への配慮を怠らないようにしましょう。

また、かわいそうと思う気持ちはよくわかりますが、野良猫へ無責任に餌だけをあげることはやめてください。

生まれた子猫が不幸な死に方をしています。

集まった猫の糞やいたずらで迷惑をうけている人が大勢います。

餌をあげたら後片づけをしましょう。

トイレの面倒をみる等、近隣への理解が得られるように心がけましょう。



4 必ず不妊・去勢手術をしましょう

猫はとても繁殖力のある動物。必ず不妊去勢手術をしましょう。

手術で発情によるトラブルをなくし、感染症も防げます。

増えてしまった猫は飼い主の責任で終生飼養するか貰い手を探しましょう。

動物を捨てることは遺棄罪にあたり、法律により罰せられます。

生後
約6ヶ月で成熟。
8歳まで産むとして、
42匹から多いと
140匹を出産!!!

発情期は
年3~4回、
1回に2~5匹
出産。



ペットは命あるものです。家族と同等です。

ペットは命あるものです。愛情をもって扱い、一生面倒をみましょう。

必要な運動、給餌・給水、病気や怪我の治療予防により、その健康を守りましょう。

数が増えないよう、不妊去勢手術等の繁殖制限を行いましょう。



お問い合わせ先

さいたま市動物愛護ふれあいセンター

開庁日 祝祭日を除く火曜日~土曜日 8:30~17:15

TEL 048-840-4150

FAX 048-840-4159